

第2期江東区地域福祉計画（素案）第1章～第2章

令和8年度～令和11年度

令和8年3月



目次

第1章 地域福祉計画とは	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 法律上の位置づけ	3
(2) 区の関連計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 計画の背景	7
1 地域福祉を取り巻く動向	8
(1) 国の動向	8
(2) 東京都の動向	9
2 江東区の現状	10
(1) 地域福祉に係る主なデータ	10
(2) 第1期計画（令和4～7年度）の取組状況	11
3 調査等からみえる課題	14
(1) 地域福祉に関する区民アンケート	14
(2) 主な意見・課題	16

第 1 章 地域福祉計画とは

1 計画策定の趣旨

地域のつながりの希薄化による社会的孤立等の問題化や、8050問題・ダブルケア、ヤングケアラーといった制度・分野ごとの福祉制度（縦割りの公的支援）では対応しきれなくなっている状況などを踏まえ、区は令和4年3月、「江東区地域福祉計画（令和4年度～令和7年度）」（以下「第1期計画」という。）を策定し、生活上の困難を抱えるあらゆる方への包括的な支援体制を構築するため、地域、行政、地域と行政の3つのつながりづくりに取り組んできました。

第1期計画策定時以降、わが国の社会経済情勢は大きく変化しています。コロナ禍を経てクローズアップされてきた社会からの孤独・孤立の問題や、さらなる少子高齢化の進展、ひとり暮らし世帯や高齢者世帯が増加は、区においても大きな課題となっています。

また、多様化・複雑化するさまざまな問題を抱えた人に適切な支援を行うため、制度・分野の横断的な取組や地域のつながりの回復・再生の重要性が一層高まっています。

区民が活動する写真等

こうした状況に対応していくため、第1期計画における取組状況と成果、区民・団体等の意見を踏まえた課題を整理し、「第2期江東区地域福祉計画（令和8年度～令和11年度）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画は地域福祉の基本的な考えは第1期計画を継承しつつ、近年の地域福祉を取り巻く動向も踏まえて、施策や取組を見直したものです。

本計画に基づき、区と区民・関係団体が対話を重ねながら、連携・協働し分野横断的に取り組むことで、困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられる体制を構築するとともに、誰もが生きがいをもって笑顔で暮らせる「地域共生社会」の実現を目指していきます。

区民が活動する写真等

2 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画として策定します。

社会福祉法（一部抜粋）
（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

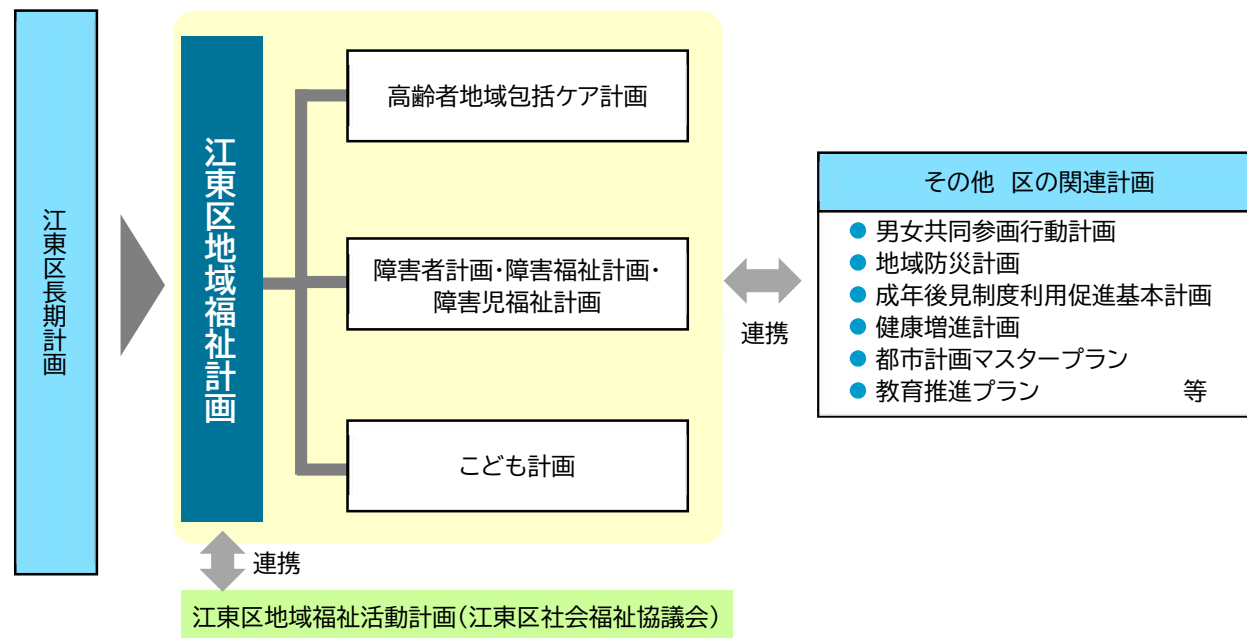
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 区の関連計画との関係

本計画は「江東区長期計画（後期）」に示された「施策21 地域福祉と生活支援の充実」を中心に具体的に実践・推進する計画です。

また、本計画は福祉分野の「上位計画」であり、福祉分野に共通する取組の基本指針となります。

なお、本区で推進する地域福祉に大きな役割を果たしている江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」とも十分な連携を図っています。



3 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和11年度（2026～2029年度）までの4年間とします。

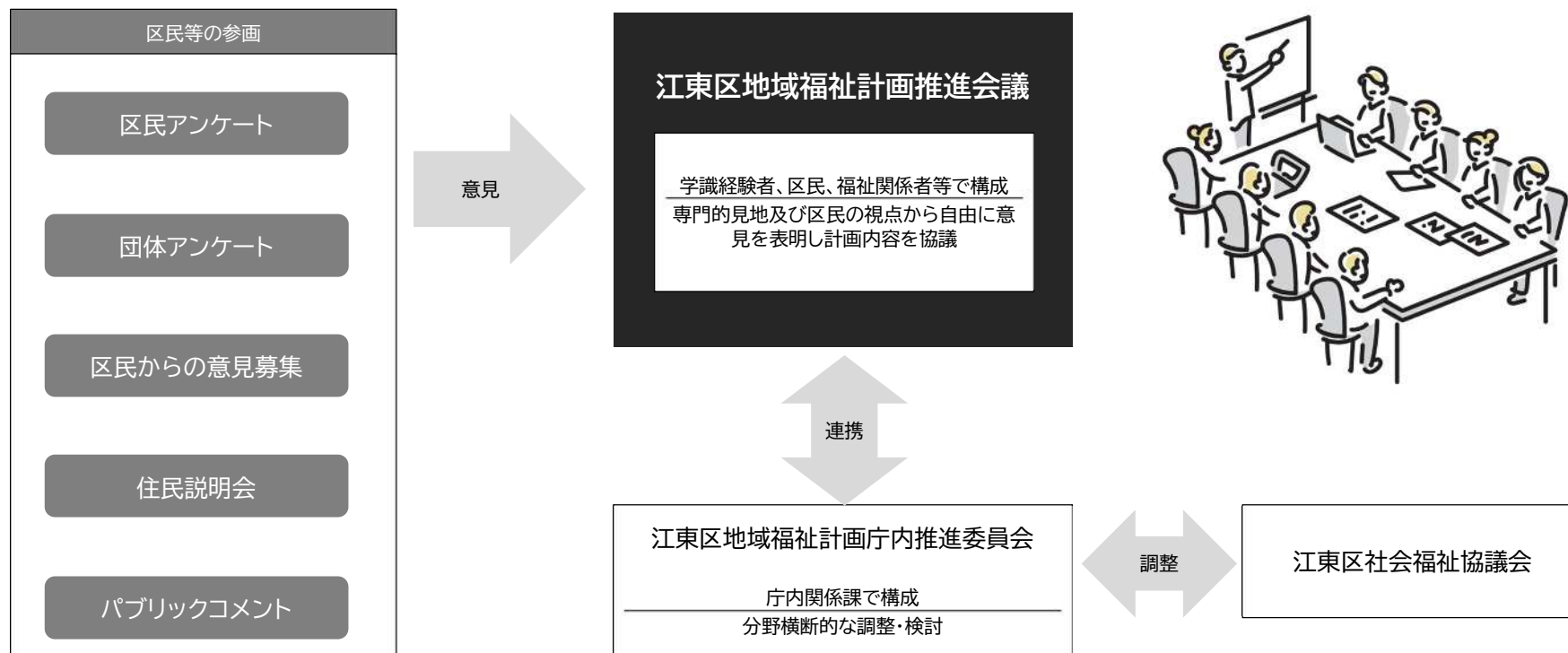
次期計画において江東区長期計画の計画期間との整合を図ります。

図表 主な関連計画の計画期間

計画名	令和 8 年度 2026	令和 9 年度 2027	令和 10 年度 2028	令和 11 年度 2029	令和 12 年度～ 2029～
長期計画	後期:令和7～11年度				次期計画
地域福祉計画	第2期:令和8～11年度				次期計画
	進行管理	進行管理	進行管理	改定	
高齢者地域包括ケア計画	令和6～8年度	次期計画			次々期計画
障害者計画	令和6～11年度				次期計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	令和6～8年度	次期計画			次々期計画
こども計画	令和7～11年度				次期計画

4 計画の策定体制

本計画は区民、地域活動団体、福祉関係団体、社会福祉法人等から地域福祉に対する幅広い意見を把握した上で、江東区地域福祉計画推進会議（外部委員）並びに江東区地域福祉計画庁内推進委員会（行政）等における議論を踏まえて策定しました。



二次元コード

▶江東区地域福祉計画推進会議の検討経過は下記の区ホームページで閲覧できます。

ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画 > 地域福祉計画推進会議

URL <https://www.city.koto.lg.jp/210157/fukushi/keikaku/suisin.html>

▼区民アンケート、団体アンケート（地域福祉に関するアンケートとして実施）

項目	区民	団体
対象	3,000 人（18 歳以上の区内在住者から無作為抽出）	地域福祉分野において区内で活動する団体等 69 件
調査方法	配付方法：自宅への調査票郵送 ※調査期間中、督促ハガキ送付 回答方法：Web 回答、郵送提出（いずれか 1 つを選択）	配付方法：自宅への調査票郵送、メール送付 回答方法：Web 回答、郵送提出（いずれか 1 つを選択）
調査実施期間	令和 6 年 9 月 30 日（月）～10 月 18 日（金） ※最終受取 11 月 6 日（水）	令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 18 日（金） ※最終受取 11 月 6 日（水）
回答	1,179 人（回答率 39.3%）	40 件（回答率 58.0%）

▶アンケート報告書は下記の区ホームページで閲覧できます。

ホーム > 区政情報 > 施策・計画 > その他の計画・取り組み等 > 江東区地域福祉計画 > ●●

URL <https://www.city.koto.lg.jp/●●>



▼区民からの意見募集、住民説明会、パブリックコメント

項目	区民からの意見募集	住民説明会	パブリックコメント
対象	区民、区内在勤者、区内在学者	区民	区民、区内に勤務している人、団体等
実施方法	区報、区ホームページ、区 SNS による募集	地域説明会（3 会場を予定）	区報（●/●号）及び区ホームページ等による募集
実施日時	令和 6 年 11 月 1 日（金）～11 月 17 日（日）	令和 7 年●月●日（●）、●月●日（●）、 ●月●日（●）、	令和 7 年●月●日（●）～●月●日（●）
参加・回答	66 人	●人	●件

第2章 計画の背景

1 地域福祉を取り巻く動向

(1)国の動向

平成 28 年 6 月の「ニッポン一億総活躍プラン」において国民の安心した生活を支える新しいビジョンである「地域共生社会」が示され、「地域共生社会」の実現に向けて法制度や対策が進められました。

平成 30 年 4 月施行の社会福祉法一部改正では、市町村に地域住民の抱える多様な課題に対応する「包括的な支援体制の整備」と、福祉分野の共通的な事項を記載する上位計画として「地域福祉計画の策定」が努力義務に規定されました。



出典：厚生労働省HP「地域共生社会のポー

図：地域共生社会のイメージ

令和 3 年 4 月施行の社会福祉法等の一部改正では包括的な支援を提供する体制である「重層的支援体制整備事業」（市町村任意事業）が創設されたほか、生活困窮者自立支援、L G B T 理解増進法、こども基本法等が施行されました。また、令和 3 年に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定され、孤独・孤立対策が本格的に取り組まれ始め、令和 6 年 4 月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

▼国の主な動向

平成 28 年度	● 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行（平成 28 年 5 月） ● 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定（平成 28 年 6 月） ● 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行（平成 28 年 12 月）
平成 30 年度	● 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」施行（平成 30 年 4 月）
令和元年度	● 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行（令和元年 9 月）
令和 3 年度	● 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行（令和 3 年 4 月） ● 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」改定（令和 3 年 5 月） ● 「孤独・孤立対策の重点計画 令和 3 年度」閣議決定（令和 3 年 12 月） ● 「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定（令和 4 年 3 月）
令和 4 年度	● 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定（令和 5 年 3 月）
令和 5 年度	● 「こども基本法」施行（令和 5 年 4 月） ● 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行（令和 5 年 6 月） ● 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行（令和 6 年 1 月）
令和 6 年度	● 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行（令和 6 年 4 月） ● 「孤独・孤立対策推進法」施行（令和 6 年 4 月） ● 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」施行（令和 6 年 9 月）
令和 7 年度	● 今後の動向による追記（改正住宅セーフティネット法の施行など）

(2)東京都の動向

東京都では、平成 18 年 2 月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」を策定しました。

その後、社会福祉法改正等の動向を受け、平成 30 年 3 月に「東京都地域福祉支援計画」、令和 3 年 12 月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。

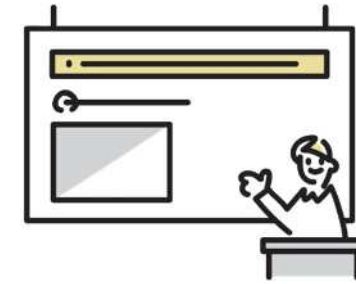
続いて令和 5 年度には「第二期東京都地域福祉支援計画」（計画期間：令和 3～8 年度）の中間見直しを行っています。

▼第二期東京都地域福祉支援計画の概要

計画の目指す姿	「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する
地域共生社会とは	「高齢者」「障害者」といった制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や、地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の姿
計画の 3 つの理念	①誰もが、所属や世代を超え、地域とともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことが出来る東京 ②地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながることができる東京 ③多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京
テーマ① 地域での包括的な支援体制づくりのために	◆ 包括的な相談・支援体制の構築 ◆ 地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築 ◆ 住民参加を促す身近な地域の居場所づくり ◆ 地域住民等による地域の多様な活動の推進 ◆ 対象を限定しない福祉サービスの提供
テーマ② 誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために	◆ 住宅確保要配慮者への支援 ◆ 生活困窮者への総合的な支援体制の整備 ◆ 多様な地域生活課題への対応 ◆ 権利擁護の推進 ◆ 災害時要配慮者対策の推進
テーマ③ 地域福祉を支える基盤を強化するために	◆ 民生委員・児童委員の活動への支援 ◆ 福祉人材の確保・定着・育成 ◆ 福祉サービスの質の向上
改定の主なポイント	▶前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など） ▶顕在化した新たな地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（孤独 ・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進、災害に強い福祉の推進、デジタルデバイドの是正など） ▶区市町村の取組状況について、ヒアリング等により詳細な状況を把握し、事例として紹介

2 江東区の現状

(1)地域福祉に係る主なデータ



※各データの詳細は、資料編 1 統計グラフ (P●～P●) に掲載しています。

①人口 / 外国人登録者数	③世帯数 / 1世帯当たり人員	⑤要介護認定者数 / 認定率	⑦生活保護被保護人員 / 保護率	⑨町会・自治会加入率
525,952人 / 29,275人 (令和4年1月1日) ↓ 541,685人 / 39,561人 (令和7年1月1日)	276,477世帯 / 1.90人 (令和4年1月1日) ↓ 294,261世帯 / 1.84人 (令和7年1月1日)	21,655人 / 19.0% (令和3年12月31日) ↓ ●人 / ●% (令和6年12月31日) ※要支援・要介護認定者数(65歳以上)	9,250人 / 17.55% (令和4年3月31日) ↓ ●人 / ●% (令和7年3月31日) ※保護率：人口千人当たりの被保護人員 (単位：パーミル(‰))	56.6% (令和4年4月1日) ↓ ●% (令和7年4月1日)
②年齢(3区分)別人口	④出生数 / 合計特殊出生率	⑥障害者手帳保持者数	⑧虐待等相談対応件数	⑩不登校児童・生徒数
年少人口(0～14歳) 66,563人 生産年齢人口(15～64歳) 346,388人 老年人口(65歳以上) 113,001人 (令和4年1月1日) ↓ 年少人口(0～14歳) ●人 生産年齢人口(15～64歳) ●人 老年人口(65歳以上) ●人 (令和7年1月1日)	3,680人(年間) / 1.11 (令和4年1月1日) ↓ ●人 / ●% (令和6年)	身体障害者 15,250人 知的障害者 3,630人 精神障害者(手帳保持者) 5,510人 (令和4年3月31日) ↓ 身体障害者 ●人 知的障害者 ●人 精神障害者(手帳保持者) ●人 (令和7年3月31日) ※複数の手帳所持者をそれぞれの障害に カウントしているため、実数と異なる	高齢者 ●件 障害者 ●件 児童虐待 1,412件 DV被害 ●件 (令和3年度) ↓ 高齢者 ●件 障害者 ●件 児童虐待 ●件 DV ●件 (令和6年度) ※高齢者は新規受付件数、障害者は*	小学校 296人 / 中学校 449人 (令和3年度) ↓ 小学校 ●人 / 中学校 ●人 (令和6年度)

出典：江東区

(2)第1期計画(令和4～7年度)の取組状況

各取組の評価や進捗確認を行い、新規事業や事業改善に取り組むなど、第1期計画を推進してきました。

主な実績 基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

施策1 地域のつながりをつくる

- 区内初のこども向け複合施設「こどもプラザ」を開設
- 子ども家庭支援センターを住吉・亀戸・富岡地域に開設
- 江東区社会福祉協議会の支所を城東・深川北部地域に開設
- 江東区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを増員
- コミュニティ活動支援サイト「ことこみゅネット」をリニューアル
- ゆりかご面接を豊洲特別出張所で開始
- チームオレンジへの活動費の補助を実施
- 長寿サポートにケアマネジャーを増員し、相談支援体制を強化
- 障害者基幹相談支援センターを開設
- こども家庭センター・地域子育て相談機関を設置

施策2 行政のつながりをつくる

- 「庁内福祉連絡会議」を設置
- 児童虐待対応の連携強化に関する協定書等を警視庁及び区内警察署と締結

施策3 地域と行政のつながりをつくる

- 「地域福祉計画推進会議」を設置
- 「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」を設置
- 要保護児童対策地域協議会構成委員の拡充

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

主な実績 基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

施策4 人に優しいまちをつくる

- 区立公園・児童遊園を改修する際にバリアフリーを推進
- 公衆トイレの改修時に「バリアフリースイレ」として整備するとともに、フィッティングボードを設置
- 区内鉄道駅へのホームドア整備等の助成を実施

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

- 無料の学習支援「まなび塾」の砂町教室を開始
- 子ども家庭支援センターに児童情報を共有するシステム等を整備
- あんしん江東と連携して中核機関を整備

施策6 災害時の福祉を向上させる

- 拠点避難所における避難所開設運営訓練を実施
- 福祉専門職が高齢者及び障害者の個別避難計画の作成に参画
- 避難所運営サポーターを育成して拠点避難所に配置

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

- 失語症者への意思疎通支援者の派遣を開始
- 移動支援給付の対象に視覚障害者（児）を追加
- 区役所売店「るーくる」に重度障害者等が操作する分身ロボットを導入
- こうとう家事・育児サポーターの派遣対象を拡充
- 医療的ケア児等の支援に向けてガイドブックを作成

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

主な実績 基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

施策8 情報の適切な活用を図る

- 区公式 LINE の運用を開始
- こうとう区報及び区ホームページのリニューアルを実施
- 区ホームページに AI チャットボットや来庁予約システム、ChatGPT による検索結果の要約機能等を導入

施策9 福祉の質を向上させる

- スクールソーシャルワーカーの人数を拡充し、派遣申請型から学校巡回型に移行
- 江東区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターを増員
- 介護人材対策協議会を設置
- 子ども家庭支援センターにアウトリーチ活動を行う見守り訪問支援員を配置し、虐待の予防支援を強化
- 福祉心理専門職の増配置による児童相談体制の充実
- 保育補助者を雇い上げる施設に対する補助などを実施
- 行政手続きのオンライン化を推進

施策10 啓発活動を推進する

- 「江東区多文化共生推進基本指針」を策定
- 区内在住外国人に対して日本語教室を開設
- ヤングケアラーに関する啓発リーフレットを全児童・生徒に配布
- 江東区こども計画を策定
- 再犯防止推進取組方針を策定

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

活動の写真等

●●活動の様子

3 調査等からみえる課題

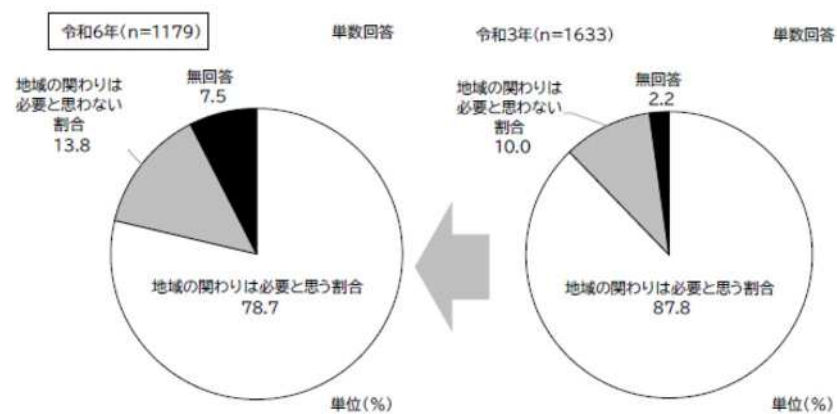
(1)地域福祉に関する区民アンケート

▼主な調査結果／区民

問 暮らししていく上で、近所や地域との関わりは必要だと思いますか。

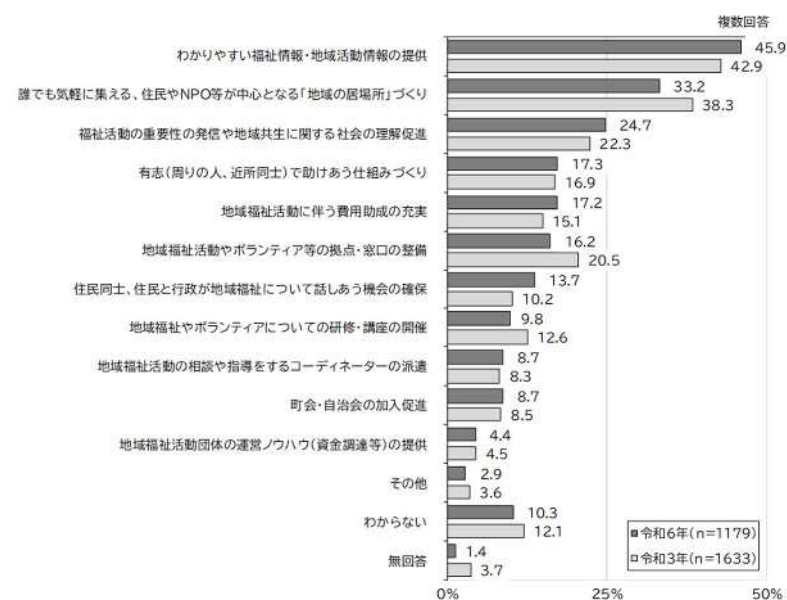
(○はひとつ)

- 近所や地域との関わりについて必要と思う割合(「必要だと思う」+「ある程度は必要だと思う」の合計)は78.7%で、前回調査(令和3年)の87.8%から9.1ポイント低下しました。



問 住民同士の助けあいを地域で広げるために、区が力を入れて取り組むべきことは何だと思いますか。(○は3つまで)

- 「わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供」が45.9%と最も高く、次いで「誰でも気軽に集える、住民やNPO等が中心となる『地域の居場所』づくり」が33.2%となっているが、『地域の居場所』づくりについては、前回調査(令和3年)の38.3%から5.1ポイント低下しました。

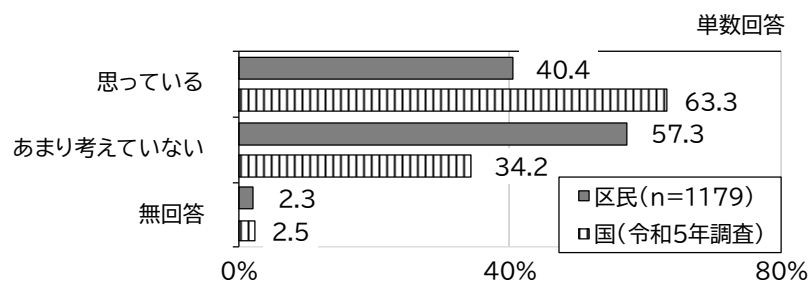


▼主な調査結果／区民

問 あなたは、日頃、地域の一員として、何か地域のために役立ちたいと思っていますか。それとも、あまりそのようなことは考えていませんか。

(○はひとつ)

- 地域貢献の意欲について、「思っている(40.4%)」が「あまり考えていない(57.3%)」より少なく、国の「社会意識に関する世論調査」(令和5年)における東京都区部の数値と比較しても、22.9ポイント低くなっています。

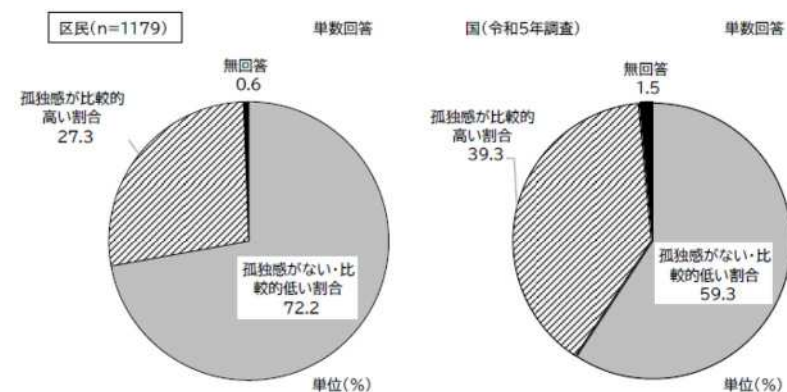


※国の調査結果は「東京都区部」の数値

問 あなたは、日頃の生活の中で孤独であると感じることはありますか。

(○はひとつ)

- 孤独感がない・比較的低い割合(「決してない」+「ほとんどない(月1回未満)」の合計)は72.2%で、国の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」(令和5年)と比較して、12.9ポイント高くなっています。



コラム掲載予定

(2)主な意見・課題

区民・団体アンケート調査結果をはじめ、計画策定に向けた協議や話し合い等の意見から導き出した地域福祉の課題は次のとおりです。

基本方針Ⅰ 3つのつながり	主な意見		課題
	施策1 地域のつながりをつくる ■ 近所の困っている人を「自分ができる範囲で助けたい」割合が上昇 ■ 区民同士や地域活動による支えあいに関する意見・提案は「住民同士の交流、地域の居場所の増加」が最も多い ■ 老若男女問わない交流の場で相互理解を進める ■ 高層マンション等、住民同士のつながりが希薄 ■ あいさつできるまちづくり	»»»	✓ 住民同士の助け合いや交流を生むしかけづくり ✓ 集いの場や居場所の創出 ✓ 様々な地域資源の活用、PR ✓ 近所付き合いの回復と再生を進める取組
	■ 近所の顔も知らない人も地域貢献の意欲はある ■ 地域を支えている方同士の関係が浅いように感じる ■ 様々な意見を調整するコーディネーターが必要 ■ 活動等への費用助成の充実		✓ 区民や団体の活動と地域福祉を結び付けるしかけづくり ✓ 地域課題の共有化 ✓ 地域のつながりづくりの支援の充実
	■ 高齢者の4割半ばは相談相手（家族・友人・知人以外）がいない ■ ひとり暮らし高齢者が増加し孤立化が懸念される ■ 身近な相談窓口への希望は「専門性の高い相談」の割合が上昇		✓ 地域の見守り活動や困る前の相談支援の充実 ✓ 専門性の高い相談の充実
	施策2 行政のつながりをつくる ■ 行政の縦割りではなく「地域」と言う横の繋がりでの相互理解 ■ 複合的な課題に各制度で垣根なく繋がりのある支援体制とサービスの拡充	»»»	✓ 複合的な課題に直面している人や世帯を支える分野横断の体制や専門性の強化 ✓ 地域課題に対する行政の積極的な取組姿勢
	施策3 地域と行政のつながりをつくる ■ 行政側の地域へのアプローチが不足 ■ 地域活動団体との連携の程度に圏域によって差がある ■ タウンミーティングの定期開催（区民の声を行政に直接届ける） ■ 当事者や関係者の意見要望を把握する制度づくり	»»»	✓ 地域状況の把握と適切な取組の実施 ✓ 中間支援組織の活動充実 ✓ 協働事業提案制度等の活用
	■ 接続期や学校卒業後における切れ目のない支援体制の構築 ■ 医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実		✓ 多様な課題に向き合う区民、関係団体等、行政のつながりを強めた包括的な支援体制 ✓ 地域ケア会議等の充実

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる	主な意見		課題
	施策4 人に優しいまちをつくる - ユニバーサルデザインの視点に立った道路や公共施設等の整備 - 街や公共施設の中に休息できる空間やベンチを設置する - コミュニティバスの拡大（停留所まで歩けない高齢者が多い） - 通院の付き添いや外出同行など、住民参加型で気軽に利用できる支援があると良い - 点字ブロックに自転車や店舗の荷物などが置かれている	➤	✓ 歩道、駅、施設等のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）の一層の推進 ✓ 外出が安心してできる環境整備 ✓ 高齢者や障害者等に配慮した公共交通や移動支援の充実 ✓ 他者を思いやる意識・マナーの一層の普及
	施策5 一人ひとりの尊厳を守る - 身内以外の後見人制度の普及が進んでいない - 意思決定に際しての情報保障が不十分 - 終活に向けた相談や支援が必要 - こどもの権利条例の普及啓発 - 障害者権利擁護に関する当事者や事業者等に向けた制度周知、普及啓発	➤	✓ 判断能力が不十分な方、人生の最終段階で支援の必要な方の増加に備えた取組の充実 ✓ こども、女性、高齢者、障害者をはじめ、あらゆる人に対する権利擁護の推進
	- 高齢者の7割半ばが虐待の相談・通報窓口を「知らない」 - 体罰に対する認識の是正と保護者ケア		✓ 虐待やDV等の相談場所や通報義務の周知
	施策6 災害時の福祉を向上させる - 近所や地域との関わりが必要な事柄は「災害時の地域での助けあい」の割合が高い - 防災教育、災害時要配慮者の支援が浸透していない - 日常の挨拶などつながりを深める	➤	✓ 災害に備えた日頃からつながる行動の普及 ✓ 様々な特性を持つ人の円滑な避難体制と安全な避難生活のための対策の充実
	施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる - 障害者、介護者、子育て保護者が引きこもらない支援が必要 - 性的マイノリティ、育児中や介護中の就労者が働きやすい制度を有する地元企業への支援 - 高齢者の4割近くは「生きがいが無い」、約3割は「特にすることがない」	➤	✓ 誰もが働きやすい職場の普及 ✓ 生きがいを持つための社会とのつながりの促進
	- ひきこもりや孤独を感じる人が増えている。 「広義のひきこもりの可能性がある群」は13.4%		✓ 孤立は誰にでも起こり得る問題である認識の共有 ✓ 孤立化を防ぐ分野横断の連携強化

基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる	主な意見		課題
	施策8 情報の適切な活用を図る ■ 区の施策や取組について情報発信が不足している ■ 相談先がわからない困りごとが「ある」割合は10.3% ■ 問題を解決するにはどのように支援していくか、関係者間の情報共有が大切 ■ デジタルデバйд対策の必要性 ■ 外国語表記や「やさしい日本語」の普及 ■ 個人情報保護法は大切な事であるが、福祉活動の現場でなかなか活用しづらい	»»»	✓ 支援を必要とする方への適切な制度周知 ✓ 情報の発信方法に関する工夫 ✓ 情報格差の解消 ✓ 個人情報の適切な取扱いに関する検討
	施策9 福祉の質を向上させる ■ 福祉人材・ボランティア養成講座の充実 ■ 民生・児童委員のなり手が少ない ■ 講座修了から活動にスムーズにつなぐしくみづくり ■ 施設職員が定着する環境整備、待遇改善 ■ 生活困難層やヤングケアラー、不登校・不登園児等への学習支援や社会参加に向けた支援 ■ 江東区のスタートアップと連携して新しい事業を進めて欲しい	»»»	✓ 福祉専門職やボランティアの確保 ✓ 地域活動の幅広い担い手の確保・育成 ✓ サービス事業所職員が働きやすい環境づくり ✓ 特別な支援が必要なこどもへの支援の充実 ✓ 社会福祉を目的とする多様なサービス・技術・商品の開発や社会福祉を目指す起業等に向けた支援の充実
	施策10 啓発活動を推進する ■ 地域や学校における障害理解を深める場や機会の充実 ■ ジェンダーや性的マイノリティに関する取組 ■ 外国人の地域参加（外国人に高齢者、障害者もいる）	»»»	✓ 性別、年齢、国籍等を問わず、地域でくらしたり活動したりする人々が地域に愛着を持ち、共感し合うための意識啓発